

富田林市 こども計画

～ 概要版 ～



令和8年3月
富田林市

📦 計画の概要 📦

こども計画とは(本編P1~3)

- ・令和5年4月の「こども基本法」の施行に伴い、国の「こども大綱」や「都道府県こども計画」をふまえた「市町村こども計画」の策定が努力義務化されました。
- ・本市においては、令和6年度末に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」を再編・包含するとともに、令和8年度に施行を予定する「富田林市こどもの権利条例」を理念とした「富田林市こども計画」を策定します。
- ・本計画は、こども・若者・子育て支援についての総合的な計画であり、これまでの取組を引き継ぎつつ、こどもたちが安心して自分らしく生きることができるまちづくりをさらに推進します。

計画の期間

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画					第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画				
					再編・包含↓				
					富田林市こども計画				

計画の対象(本編P3)

「こども基本法」や「こども大綱」、令和8年度施行予定の「富田林市こどもの権利条例」をふまえ、下記の方を対象とします。

妊娠期から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、
心身の発達の過程にあるこども・若者とその家庭



住民の意見の反映と情報公開(本編P4)

本計画は、こどもや市民等の意見の反映と策定過程の情報公開のため、次の点をふまえて策定しました。

「子ども・子育て会議」の開催

「子育て支援に関するニーズ調査」と
「子どもの生活に関する実態調査」の活用

「若者の生活や意識に関する
アンケート調査」の実施

「こどもの権利条例に係る
各種調査」の活用

パブリックコメントの実施

現状と課題

各調査の結果について(主なもの)(本編P11~18)

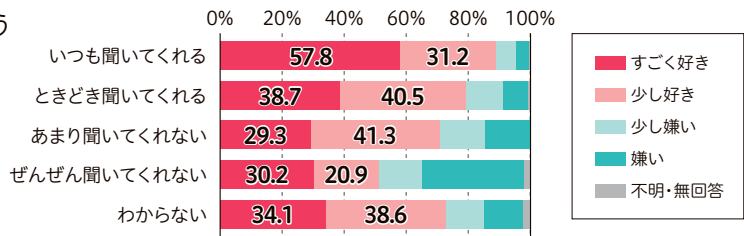
▼こどもに対する理解・尊重が自己肯定感につながる

出典:こどもの権利に関するアンケート調査

○小学校低学年では、大人が「話を聞いてくれる」と感じるこどもほど、自分を好きだと思う割合が高い傾向にあります。

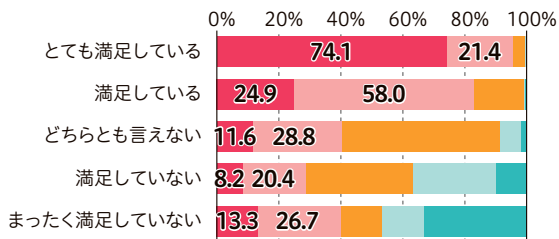


◆意見の尊重×自己肯定感(小学校低学年)

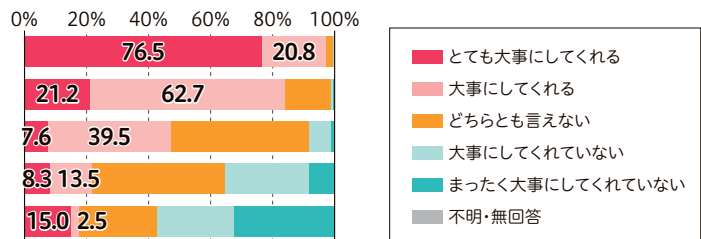


○小学校高学年や中高生では、家庭や学校生活に満足しているこどもほど、意見を大事にてもらっていると感じています。

◆家庭への満足度×親などによる意見の尊重(小学校高学年)



◆家庭への満足度×親などによる意見の尊重(中高生)

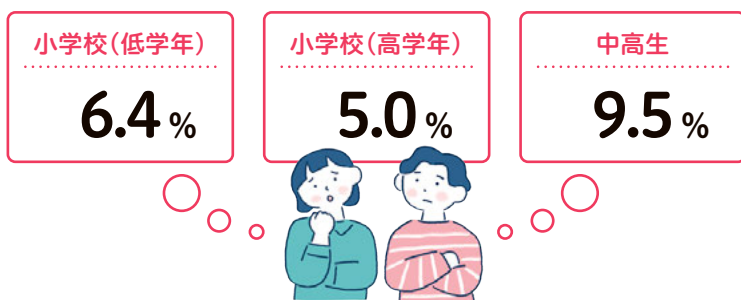


▼相談先のないこども・若者が存在する

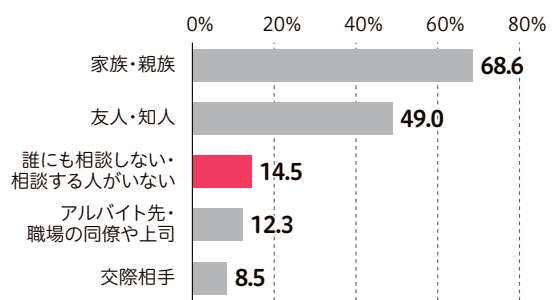
出典:こどもの権利に関するアンケート調査
若者の生活や意識に関するアンケート調査

○小学校低学年、小学校高学年、中高生いずれも相談する相手がないこども・若者が一定数いることがわかります。

◆相談できる相手が「いない」こどもの割合



◆若者の悩みや心配ごとの相談相手(上位5項目)



▼結婚やこどもを望む若者は多いが、希望の実現にはさまざまな課題がある

出典:若者の生活や意識に関するアンケート調査

○職場づくりや経済的支援、男性の育児参加などのニーズが高く見られます。

◆結婚・出産しやすい環境づくりのためにあればよいと思う支援



基本理念 (本編P22)



こどもの声を聴き、ともに歩む こどもまんなか富田林

本市では、今と未来のすべてのこどものために、まち全体でこどもの権利を保障するまちづくりを推進することで、こどもが権利の主体として尊重され、自分らしく、安心して、幸せに生きることができるまちを実現することを目的に、令和8年度に「富田林市こどもの権利条例」の施行を予定しています。

条例の第3条には、こどもの権利保障に関して、次の4つの基本理念を掲げています。これらをふまえ、本市は、こどもたちの思いを受け止め、こどもたちが安心して自分らしく生きることができるまちづくりの推進に向け、本計画における基本理念を「こどもの声を聴き、ともに歩む こどもまんなか富田林」と定めます。

富田林市こどもの権利条例 第3条



- (1) こどもは、権利の主体であり、どのような理由でも差別されずに、ありのままの自分で自分らしく生きることができること。
- (2) こどもは、安心して生き、育つことができること。
- (3) こどもは、自分の意見、考え、気持ち等を聴かれ、表明することができ、その意見等が尊重されること。
- (4) こどもは、こどもの権利を理解され、尊重され、こどもにとって最善の利益を第一に考えられること。

4つの基本理念

こども・若者・子育て当事者が求める 主な施策(本編P18)

友達と遊ぶ・勉強ができる場所を増やす

道路などであぶない場所を減らす

スポーツができる場所を増やす

学校の給食費や学校行事に係る費用の負担を軽減してほしい

塾など習い事への経済的支援がほしい

親子が安心して集まれる屋内・屋外の施設を整備してほしい

出産・子育てに関する支援

明かりを増やして、夜も安心して歩けるようにする

生活に関する支援



困難を抱えるこども・若者への支援

施策の展開



(本編P26～42)

基本目標

1

ライフステージに応じた 健やかな成育の支援

(● 主要施策 ◆ 個別施策)



● 1. 妊娠・出産・乳幼児期の支援

妊娠・出産・乳幼児期では、医療機関等と連携しながら、包括的な健康づくり支援を進めるとともに、発育・発達上の課題を早期に発見し、適切な療育・発達支援につなげていきます。また、保育所・幼稚園・認定こども園での教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に努めます。

- ◆ 1. 妊娠・出産期の健康づくりの推進
- ◆ 2. 乳幼児期の健康づくりの推進
- ◆ 3. 療育・発達支援の推進
- ◆ 4. 就学前教育・保育の推進
- ◆ 5. 地域子ども・子育て支援の推進

● 2. 学童期・思春期・青年期の支援

学童期・思春期・青年期では、各小中学校において、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで、生きる力を育む教育を推進するとともに、保護者の就業状態を問わず、小学生の放課後の居場所の確保を図ります。また、青少年・若者の地域社会とのつながりづくりを進め、青少年・若者をめぐる諸課題の解決にもつなげていきます。

- ◆ 6. 地域とともに歩む学校教育の推進
- ◆ 7. こども・若者の居場所づくり
- ◆ 8. 青少年健全育成と若者の活躍支援

基本目標

2

すべての成育過程にわたる 多様な支援の推進

(● 主要施策 ◆ 個別施策)



● 3. 権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援

権利擁護と課題を抱えるこども・若者への支援に向け、こどもの権利を守る制度の確立に努めるとともに、要保護児童対策、障がい福祉施策、「インクルーシブ教育・保育」の理念をふまえた特別支援教育・障がい児保育、こどもの貧困対策、ヤングケアラー支援、日本語での日常会話がむずかしいこども・若者や家庭への支援などを総合的に進めます。

- ◆ 9. こどもの権利を守る制度の確立
- ◆ 10. 要保護児童対策の推進
- ◆ 11. 障がいのあるこどもへの支援の充実
- ◆ 12. こどもの貧困対策の推進
- ◆ 13. 複合課題のある家庭の支援

● 4. 安全・安心な暮らしの確保

こども・若者や子育て家庭が事件や事故に巻き込まれず、大規模災害等が起こっても生命・身体・財産を守れるよう、防犯・交通安全の推進、防災対策の推進を図ります。

また、産科や小児科の地域医療体制の確保を図るとともに、健やかな成育の基礎となる「食」に興味を持ち、望ましい食習慣を送ることができるよう、食育を推進します。

- ◆ 14. 安全・安心なまちづくりの推進
- ◆ 15. 安心医療の確保
- ◆ 16. 食育の推進

施策の展開

基本目標

3

子育て当事者への きめ細かな支援の推進

(● 主要施策 ◆ 個別施策)



● 5. きめ細かな相談支援の推進

妊娠期から大人になるまで、適切な時期に必要な支援を受けながら、自信を持って子育てを行い、こどもが健やかに成長できるよう、関係者・関係機関が連携し、寄り添う相談支援を推進します。

◆ 17. 包括的な相談支援の推進 ◆ 18. 経済的負担の軽減

● 6. 子育てにやさしい社会づくり

子育てにやさしい社会づくりに向けて、子育て家庭の「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」への支援を進めるとともに、ひとり親家庭が経済面でも生活面でも安心して過ごすことができる環境づくりを進めます。

また、こどもたちが元気に屋外遊びを行い、親子連れで安全に外出できるよう、公園など、公共空間の魅力づくりや危険回避措置の実施に努めます。

◆ 19. 仕事と家庭の調和にむけた支援 ◆ 20. ひとり親家庭への支援の推進 ◆ 21. 快適な生活環境の確保

貧困対策・計画の指標

第2期こどもの貧困対策計画(本編P63~68)

「子どもの貧困対策計画」(期間:令和5~6年度)と同様、第2期こどもの貧困対策計画を本計画に包含して策定し、下記の4つの基本施策を推進します。

(1) 教育の支援

(2) 生活の支援

(3) 保護者に対する就労支援

(4) 経済的支援

計画の指標〔一部〕(本編P70~71)

関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考指標を記載します。

掲載No.	指標項目	目標値(令和11年度)
2	「自分のことが好きだ」と思う こども・若者の割合	前回調査より増加
5	困っていること、つらいと感じていることがあるときに、 相談できる人がいないこども・若者の割合	前回調査より減少
9	「こどもの権利」の認知度	60% (各年代共通)
11	親などから自分の意見を大事にされている と思うこどもの割合	前回調査より増加
21	富田林市は子育てしやすいまちだと思 う保護者の割合	80%以上

量の見込みと確保方策

(本編P43～62)

子ども・子育て支援事業計画策定にあたっての国の基本指針に基づき、令和7年度～11年度の量の見込み(需要予測値)を算出し、需要予測に対し市として提供できると想定する確保方策(供給量)を定めます。

(1) 就学前教育・保育の量の見込みと確保方策				
	令和6年度末 見込み値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位
3号認定(0歳)	232	250	243	人/月
3号認定(1歳)	787	384	385	人/月
3号認定(2歳)		400	443	人/月
2号認定(3～5歳の保育所等利用)	1,298	1,170	1,358	人/月
1号認定(3～5歳の幼稚園等利用)	842	678	678	人/月

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策				
	直近の実績値	令和11年度 量の見込み	令和11年度 確保方策	単位
利用者支援事業 (基本型・特定型・こども家庭センター型)	2	6	6	箇所
妊婦等包括相談支援事業		1,569	1,569	人/年
地域子育て支援拠点事業	9		9	箇所
妊婦健康診査(健診回数)	6,880	6,664	6,664	人回/年
乳児家庭全戸訪問事業	539	523	523	人/年
養育支援訪問事業		53	53	人/年
子育て短期支援事業	103	122	127	人日/年
ファミリー・サポート・センター事業(※)	183	356	356	人回/年
幼稚園・認定こども園教育部の預かり保育	32,623	29,881	32,623	人回/年
保育所・認定こども園保育部の一時保育	781	656	781	人回/年
延長保育事業	202	172	202	人
病児・病後児保育事業	154	188	188	人日/年
学童クラブ(5月現在の入会者数)	1,324	1,231	1,324	人
子育て世帯訪問支援事業		50	56	人/年
親子関係形成支援事業		16	28	人/年
産後ケア事業	152	304	304	人日/年
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		100	100	人/月

※ファミリー・サポート・センターは未就園児も利用できますが、ここでは就学児のみ数字を掲載しています。
※数値等については、令和7年3月に策定した「第3期富田林市子ども・子育て支援事業計画」に掲載した数値を引用しています。



—概要版—

富田林市こども計画

令和8年3月

発行：富田林市 企画・編集：富田林市 こども未来部 こども政策課
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1
電話：0721-25-1000(代表)